

通所介護事業所 ハートピア 契約書別紙（兼重要事項説明書）

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 愛の会
主たる事務所の所在地	〒315-0029 石岡市根当10888番地3
代表者（職名・氏名）	理事長 木村 <small>さとなか</small> 都央
設立年月日	平成6年9月26日
電話番号	0299-23-5211

2. 事業所の概要

事業所の名称	通所介護事業所 ハートピア	
サービスの種類	通所介護	
事業所の所在地	〒315-0029 石岡市根当11008番地13	
電話番号	0299-27-6001	
指定年月日・事業所番号	令和2年4月2日指定	0870500253
実施単位・利用定員	1単位	定員20人
管理者の氏名	佐久間 里美	
通常の事業の実施地域	石岡市、小美玉市、笠間市、かすみがうら市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所介護は、事業者が設置する通所介護事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、1月1日～3日、夏祭り開催日（7月下旬）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員（介護職員兼務）	常勤 2人 / 非常勤 0人
看護職員	常勤 0人 / 非常勤 3人
介護職員	常勤 3人 / 非常勤 1人
機能訓練指導員（看護職員兼務）	常勤 0人 / 非常勤 3人
調理員	常勤 0人 / 非常勤 5人

7. サービス提供の担当者

利用者へのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 佐久間 里美 生活相談員 稲山 厚子
管理責任者の氏名	管理者 佐久間 里美

8. 利用料

（1）基本利用料及び加算

利用者がサービスを利用した場合の基本利用料及び加算は、以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割（一定以上所得のあるかたは2割又は3割）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【通所介護費（通常規模型）】

提供時間	利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担金 （自己負担1割の場合）
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,580円	658円
	要介護2	7,770円	777円
	要介護3	9,000円	900円
	要介護4	10,230円	1,023円
	要介護5	11,480円	1,148円

【加算】

算定要件を満たす場合、通所介護費に以下の料金が加算されます。

加算の種類		基本利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)
※入浴加算（Ⅰ）（1日につき）		400円	40円
※入浴加算（Ⅱ）（1日につき）		550円	55円
※個別機能訓練加算（1日につき）	I-イ	560円	56円
	I-ロ	760円	76円
※個別機能訓練加算（Ⅱ）／月1回		200円	20円
※口腔機能向上加算（1回につき／月2回まで）		1,500円	150円
※栄養改善加算（1回につき／月2回まで）		2,000円	200円
※若年性認知症利用者受入加算（1日につき）		600円	60円
※中重度者ケア体制加算（1日につき）		450円	45円
※認知症加算（1日につき）		600円	60円
科学的介護推進体制加算／月1回		400円	40円
サービス提供体制強化加算 （1日につき）	I	220円	22円
	Ⅱ	180円	18円
	Ⅲ	60円	6円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		1か月の利用料金 （基本利用料＋ 各種加算減算） の9.2%	左記額の1割
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		1か月の利用料金 （基本利用料＋ 各種加算減算） の9.0%	左記額の1割
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		1か月の利用料金 （基本利用料＋ 各種加算減算） の8.0%	左記額の1割
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		1か月の利用料金 （基本利用料＋ 各種加算減算） の6.4%	左記額の1割

*サービス提供体制強化加算Ⅰ…介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上
または勤続年数10年以上介護福祉士25%以上

*サービス提供体制強化加算Ⅱ…介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上

*サービス提供体制強化加算Ⅲ…介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上
または7年以上の勤続年数のあるものが30%以上

*送迎減算…事業所が送迎を行わない場合は片道47単位の減算（減額）となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

①食事の提供

- ・利用者に提供する食事にかかる費用です。
1回あたり700円（昼食代600円 おやつ代100円）
- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
＜食事時間 12時00分～13時00分＞

②レクリエーション、クラブ活動

- ・利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
＜利用料金：材料代等の実費をいただきます。＞

③複写物の交付

- ・利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。＜1枚につき 10円＞

④日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。＜おむつ代：実費＞

⑤サービス費用基準額（限度額）を超える費用

- ・給付管理限度額を超えてご利用頂く場合、限度額超過分については10割負担の実費請求となります。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとに計算し、翌月20日に契約者の指定の口座より振替いたします。

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の発生またはその発生を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 職員に対して、虐待防止のための定期的な研修の実施
- (5) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとする。

12. 非常災害対策

- (1) 事業者には災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業所又は当事業所の担当者へご連絡ください。

14. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談受付窓口	苦情受付担当者 佐久間 里美
	受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	石岡市高齢福祉課介護保険室	電話番号 0299-23-1111
	茨城県国民健康保険団体連合会	電話番号 029-301-1565
	茨城県運営適正化委員会 (茨城県社会福祉協議会)	電話番号 029-305-7193

15. 第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果報告	あり ・ なし
	なし		

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所名 社会福祉法人 愛の会

通所介護事業所 ハートピア

説明者職・氏名 生活相談員 _____

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

契約者 住所 _____

(利用者)

氏名 _____